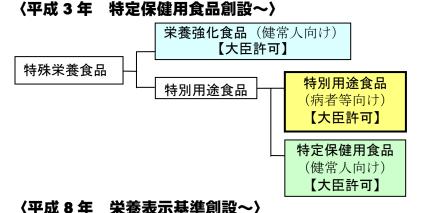
特別用途食品制度の変遷

〈昭和 27 年 栄養改善法成立~〉





【特殊栄養食品制度の創設】

特に栄養的に優秀な食品について、それが表示事項と間違いのないことを保証し、消費者が安心して入手できるよう考慮したもの

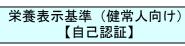
- ◎ 単なる客観的な栄養成分を含有する事実の表示ではなく、特定の栄養成分の補強を行い、その栄養成分が積極的に補給され得る旨の表示をしたもの(「カルシウム強化」等)
- ◎ 乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等として主として特定の対象者の栄養補給等に適 する旨の表示をしたもの
 - ※ 「特別の用途に適する旨の表示」については、昭和 38 年に妊産婦用食品、昭和 48 年に病者用食品、昭和 57 年に乳児用調製粉乳の表示許可基準が定められた(その後現在に至るまでほとんど変更されていない。)。

【特別用途食品の創設】

「補給できる旨の表示」をする食品を「栄養強化食品」、「特別の用途に適する旨の表示」をする食品を「特別用途食品」とし、特定保健用食品を特別用途食品の中に位置付け、個別の大臣許可を要するものとした。

※ 平成6年に特別用途食品(病者等向け)に「高齢者用食品」を追加

【栄養表示基準を創設し、特殊栄養食品制度から特別用途食品制度へ】



栄養強化食品(大臣許可)を廃止し、栄養表示基準(規格基準による自己認証)を新 設

特殊栄養食品制度を廃止し、食品の機能表示が可能なものを特別用途食品に一本化 (平成 13 年には栄養機能食品が創設され、含有する栄養成分の機能表示が可能となった。)

※ 平成10年に病者用食品(個別評価型)の表示許可の取扱基準が定められた。

